

## 和光市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、和光市が発注する建設工事（上下水道部が発注する建設工事を含む）のうち、営繕工事（建築付帯設備工事を含む）における「週休2日制工事」を実施するために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この要領に使用する用語の定義は以下のとおりとする。

#### （1）週休2日制工事

週休2日制工事とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式（以下、「週休2日制工事（現場閉所型）」という。）及び対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式（以下、「週休2日制工事（交替制）」という。）をいう。

（2）週休2日制工事（現場閉所型）における用語の定義は以下のとおりとする。

#### ア 4週8休

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

#### イ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### ウ 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### エ 現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。また、降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所（現場休息）日に含む。

#### オ 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所（現場休息）日としてカウントすることとする。

(3) 週休2日制工事（交替制）における用語の定義は以下のとおりとする。

ア 4週8休

対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」と呼ぶ。）が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

ウ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

エ 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

オ 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

カ 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

（対象とする工事）

第3条 週休2日制工事は、原則、全ての工事を対象とする。ただし、以下の工事は対象としないことも可能とする。

- ・緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）応急工事等】
- ・対象期間が1か月未満の工事

（発注方式）

第4条 週休2日制工事の発注は、週休2日制工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、週休2日制工事（交替制）とすることができる。

週休2日制工事（交替制）として発注した場合において、受注者が週休2日制工事（現

場閉所型)を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、週休2日制工事(現場閉所型)に変更ができるものとする。

2 「週休2日制工事」の発注に当たって、発注者は別紙1に基づき入札公告、入札指名について(通知)及び特記仕様書に発注者指定型で行うことを明示するものとする。

(適正な工期の確保)

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(積算方法等)

第6条 週休2日制工事の積算方法等は、以下のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、以下の現場閉所(現場休息)又は休日の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

経 費	補 正 係 数		
	① 4週8休以上	② 4週7休以上、 4週8休未満	③ 4週6休以上、 4週7休未満
現場閉所(現場休息)率又は平均休日率 28.5%(8日/28日)以上	現場閉所(現場休息)率又は平均休日率 25%(7日/28日)以上28.5%未満	現場閉所(現場休息)率又は平均休日率 21.4%(6日/28日)以上25%未満	
労 務 費	1.05	1.03	1.01

(2) 積算及び変更方法

ア 週休2日制工事(現場閉所型)

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、和光市建設工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき、請負代金額のうち当該補正分を減

額して契約変更を行う。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

#### イ 週休2日制工事（交替制）

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

平均休日率を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、和光市建設工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないものについては、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

#### 【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額

＝当初請負契約額×（達成状況に応じた補正率の設計価格/（1）①による補正率の設計価格）

（実施方法等）

第7条 週休2日制工事の実施方法等は、以下のとおりとする。

#### (1) 週休2日制工事（現場閉所型）における現場閉所（現場休息）の確認方法

##### ア 工事着手前

(ア) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(イ) 受注者は、工事着手日から28日分の「休日取得計画書（様式1）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日取得計画書（様式1）」を作成する。

##### イ 工事着手後

(ア) 受注者は、翌28日分の「休日取得計画書（様式1）」を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

(イ) 28日間終了後、「休日取得実績書（様式2）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。

(ウ) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

(エ) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

(オ) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 工事完成時（工事検査前）

(ア) 受注者は、工事完成日の14日前までに、対象期間全ての「休日取得実績書（様式2）」及び「休日取得実績書【集計表（様式2-2）】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

エ その他留意事項

(イ) 発注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(2) 週休2日制工事（交替制）における休日の確認方法

ア 工事着手前

(ア) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 工事着手後

(イ) 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。また、チェックリストの確認用に、休日確保状況を確認できる書類（作業日報等）を発注者に提示する。

(ロ) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 工事完成時（工事検査前）

(イ) 受注者は、工事完成日の14日前までに、最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

エ その他留意事項

(イ) 発注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(工事成績評定における評価)

第8条 工事成績評定における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から適用する。

## 別紙 1

一般競争入札公告、入札指名について（通知）及び特記仕様書への「週休 2 日制工事」である旨の明示

### <一般競争入札公告>

#### 21 その他

(5) 本工事は、和光市建設工事（営繕工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事(※)である。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。

### <入札指名について（通知）>

#### 5 その他

(3) 本工事は、和光市建設工事（営繕工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事(※)である。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。

### <特記仕様書>

#### 建設工事特記仕様書（環境配慮事項）

##### （週休 2 日制工事）

本工事は、和光市建設工事（営繕工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事(※)である。実施は、この要領によるものとする。実施要領は和光市ホームページで確認のこと。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。